

一級建築士の懲戒処分について

処分をした 年月日	処分を受けた 建築士の氏名、 その者の一級建築士、 二級建築士又は 木造建築士の別及び その者の登録番号	処分 の 内容	処分の原因となった事実
令和6年 9月9日	高井 賢一、 一級建築士、 第337312号	戒告	北海道内の建築物（1物件）について、西條産業株式会社一級建築設計事務所（北海道知事登録（後）第0082号）の業務に関し、設計者として、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第129条の13第1号の規定に基づく小荷物専用昇降機の昇降路外の人又は物がかご又は釣合おもりに触れるおそれのない壁又は囲い及び出し入れ口の戸の基準を定める件（平成20年国土交通省告示第1446号）第5号及び第6号に違反する設計（小荷物専用昇降機の昇降路の出し入れ口の戸は、空隙のないものであること、上げ戸又は上下戸とすることとされているにも関わらず、これらに適合しない設計）を行った。